藤島地域義務教育学校整備事業基本計画策定及び基本設計業務委託
公募型プロポーザル受託候補者選定委員会設置要綱

（目的及び設置）

第１条　藤島地域義務教育学校整備事業基本計画策定及び基本設計業務委託を実施するにあたって、公募型プロポーザル方式による受託候補者の選定を厳正かつ公正に行うため、藤島地域義務教育学校整備事業基本計画策定及び基本設計業務委託公募型プロポーザル受託候補者選定委員会（以下「選定委員会」という。）を設置する。

（所掌事務）

第２条　選定委員会は、次の各号に掲げる事項を処理する。

（１）評価方法（評価項目、評価基準、点数配分、失格条件等）の審査に関すること。

（２）提案の審査及び評価に関すること。

（３）結果の公表方法に関すること。

（４）前３号に掲げるもののほか、第１条の目的を達成するために必要な事項に関すること。

（組織）

第３条　選定委員会は委員７人をもって組織する。

２　委員は、次に掲げる者をもって充てる。

（１）副市長（委員長）

（２）教育長

（３）総務部長（副委員長）

（４）健康福祉部長

（５）建設部長

（６）藤島庁舎支所長

（７）教育部長

（委員長等）

第４条　選定委員会に委員長１人、副委員長１人を置き、委員長は副市長、副委員長は総務部長とする。

２　委員長は選定委員会を代表し、会務を総理する。

３　副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

（会議）

第５条　選定委員会の会議は、委員長が招集する。

２　選定委員会は、委員の過半数が出席しなければ会議を開くことができない。

３　会議の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、委員長の決するところによる。

４　選定委員会は、必要に応じ、委員以外の者の出席を求めて、説明又は意見を聞くことができる。

５　選定委員会の会議は、非公開とする。

（委員等の責務）

第６条　委員及び選定委員会の会議に出席した者は、審査の過程において知り得た情報を他に漏らしてはならない。その職を退いた後も、また同様とする。

（委員会の庶務）

第７条　選定委員会の庶務は、建設部建築課において処理する。

（委任）

第８条　この要綱に定めるもののほか、選定委員会に関し必要な事項は、委員長が定める。

附 則

この要綱は、令和８年１０月２７日から施行し、藤島地域義務教育学校整備事業基本計画策定及び基本設計業務委託の契約が締結された日をもって失効する。